

学校法人会計の特徴と企業会計との比較

学校法人も企業も経済活動を営んでいる点では同じですが、その事業目的に大きな違いがあります。企業は利益の追求を目的としていますが、学校法人は教育研究活動を目的としています。

企業会計では、利益の源泉となる収益とそれに費やした費用を正しくとらえるために、営業年度の損益を計算し、併せて企業の財政状態を資産、負債および資本により知ることによって、より収益力を高め、財務的安全性を図ることを目的としています。

学校法人は、教育研究活動によって社会に有為な人材を育成することを目的とし、その収入の多くは学生生徒等の納付金や国・地方公共団体からの補助金で構成されている極めて公共性の高い、私立学校法に基づき設立された公益法人であり、必要不可欠な資産を自己資金で維持するなど安定した財政運営を継続することが求められています。

(1) 財務諸表の体系

- ① 学校法人会計における財務諸表
資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表
- ② 企業会計における財務諸表
キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表

(2) 資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書

資金収支計算書は、当該年度に行った諸活動に対応する全ての収入および支出の内容を明らかにし、支払資金（現金および預金）の収入および支出の顛末を表すものです。2013（H25）年度の学校法人会計基準の一部を改正する省令（文部科学省令第15号）により2015（H27）年度決算から新たに、教育活動・施設設備等活動・その他の活動の活動区分ごとの資金の流れがわかる活動区分資金収支計算書を作成することとなりました。

キャッシュ・フロー計算書は、期中の実際の資金の収支を営業活動・投資活動・財務活動の三つの区分に分けて表示して期末資金残高を表示しています。

(3) 事業活動収支計算書と損益計算書

事業活動収支計算書は、学校法人の事業活動収入と事業活動支出の内容を経常的・臨時的収支に区分して対比し、収支の均衡の状態を明らかにするものです。

損益計算書は、獲得した収益とそのために費やした費用を対比して実現した利益を表します。

学校法人が永続するためには、事業活動収入を財源として、事業活動支出に加えて教育研究に必要な固定資産の新規取得や取替更新を行う必要があります。そのために、学校法人では、自己資金による固定資産の追加取得額を示す基本金組入額合計を事業活動収支計算書に含めています。その点が、利益獲得が目的である企業の損益計算書との大きな違いとなっており、継続的な維持発展が目的である学校法人においては、単年度の多少の収入・支出超過ではなく、長期的な収支均衡が求められます。

(4) 貸借対照表

貸借対照表は、年度末における資産・負債・基本金および収支差額を明らかにし、財政状態の

健全性を表すものです。

学校法人会計では、科目配列を「固定性配列法」を採用しています。これは学校法人の主要な財産が固定資産から構成されているという考え方によるものです。

これに対して企業会計では、「流動性配列法」を採用しています。

また、資産と負債の差額については、企業会計では、「資産－負債＝純資産」とし、純資産を資本と呼んでいます。資本は主として株主から調達された資本金および資本剰余金と営業活動から得られた利益の累計額である利益剰余金等からなっています。

学校法人では、純財産は基本金と繰越収支差額との合算からなります。

（５） 学校法人会計の主な勘定科目について

① 資金収支計算書で記載される科目

大科目	備考
収入の部	
学生生徒等納付金収入	授業料、実験実習料、実学充実費、入学金等の学生生徒から納入されるもので、収入のうち、最も大きな割合を占めます。
手数料収入	入学検定料、証明書発行手数料等の収入をいいます。
寄付金収入	一般寄付、特別寄付（ただし、土地・建物等現物寄付は除く。）
補助金収入	国、地方公共団体から交付される補助金をいいます。
資産売却収入	施設や設備など資産の売却時に得る収入をいいます。
付随事業・収益事業収入	寮費収入、附属農場の牛乳販売、動物病院の診療、受託研究などの収入をいいます。
受取利息・配当金収入	預金利息や出資金の配当金をいいます。
雑収入	施設設備利用料収入や廃品売却収入等の収入をいいます。
借入金等収入	銀行等からの借入れや学校債収入等の収入をいいます。
前受金収入	翌年度入学の学生・生徒等に係る入学金などの収入をいいます。
その他の収入	預り金や前年度の未収入金の当該年度における収入等をいいます。
支出の部	
人件費支出	専任教職員、非常勤講師などに支給する本俸・期末手当・その他の手当・所定福利費、理事および監事に支払う報酬などをいいます。
教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費をいいます。
管理経費支出	総務・人事・経理業務や学生生徒を募集するために支出する経費などで、教育研究以外のために支出する経費をいいます。
借入金等利息支出	銀行等からの借入金に対する支払利息等をいいます。
借入金等返済支出	銀行等からの借入金の返済をいいます。
施設関係支出	土地・建物・構築物等の支出をいいます
設備関係支出	教育研究用・管理用の備品、図書、車両、ソフトウェア等の支出をいいます。
資産運用支出	有価証券、各引当特定資産等の支出をいいます。
その他の支出	貸付金、前期末未払金、預り金、前払金の支出をいいます。

② 事業活動収支計算書で記載される科目

大科目	備考
教育活動収支・事業活動収入の部	
学生生徒等納付金	授業料、実験実習料、実学充実費、入学金等の学生生徒から納入されるもので、収入のうち、最も大きな割合を占めます。
手数料	入学検定料、証明書発行手数料等の収入をいいます。
寄付金	施設設備寄付金以外の寄付金や施設設備以外の現物資産等の受贈額をいいます。
経常費等補助金	施設設備補助金以外の補助金をいいます。
付随事業収入	寮費収入、附属農場の牛乳販売、動物病院の診療、受託研究などの収入をいいます。
雑収入	施設設備利用料や廃品売却等の収入をいいます。
教育活動収支・事業活動支出の部	
人件費 (退職給与引当金繰入額含む)	専任教職員、非常勤講師などに支給する本俸・期末手当・その他の手当・所定福利費、理事および監事に支払う報酬などをいいます。
教育研究経費 (減価償却額含む)	教育研究のために支出する経費をいいます。
管理経費 (減価償却額含む)	総務・人事・経理業務や学生生徒を募集するために支出する経費などで、教育研究以外のために支出する経費をいいます。
徴収不能額等	未収金の中で当該会計年度において徴収不能となった金額をいいます。
教育活動外収支・事業活動収入の部	
受取利息・配当金	預金利息や出資金の配当金をいいます。
その他の教育活動外収入	収益事業会計からの繰入収入などをいいます。
教育活動外収支・事業活動支出の部	
借入金等利息	銀行等からの借入金に対する支払利息等をいいます。
その他の教育活動外支出	借入金等利息以外の教育活動外支出
特別収支・事業活動収入の部	
資産売却差額	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいいます。
その他の特別収入	施設設備寄付金、施設設備の現物寄付の受贈額、施設設備補助金、過年度修正額をいいます。
特別収支・事業活動支出の部	
資産処分差額	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合その超過額をいいます。また、除却損や廃棄損も含みます。
その他の特別支出	災害損失や過年度修正額をいいます。

基本金組入額

学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地、校舎、機器備品、図書、現金・預金などの資産が必要不可欠であり、これらを保持し、維持していかなければ教育研究機関としての学校の機能は果たせません。

基本金の組入は学校法人にとって必要不可欠な固定資産、その他の資産を自己資金で賄うための財源を確保するために行われます。

基本金対象資産として、学校法人会計基準第 30 条第 1 項において、次の 4 つに分類し、規定しています。

第 1 号基本金：校地、校舎、機器備品、図書等の自己資金で取得した固定資産の額

第 2 号基本金：第 1 号基本金対象の固定資産を将来取得するために充てる預金などの資産の額

第 3 号基本金：基金として継続的に保持し、運用する資産の額

第 4 号基本金：学校法人の円滑な運営に必要な恒常的に保持すべき 1 カ月分の運転資金相当額

基本金の金額は学校法人に留保された資金の残高ではありません。基本金は、学校法人が教育研究活動を行っていく上で必要な資産を自己資金で取得した金額のことです。基本金の額のほとんどは、貸借対照表の資産の部の有形固定資産等の取得のために既に投下されたものであり、基本金と同額の資金が実際に積み立てられているわけではありません。